

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例第6条第2項の規定による再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の勤務割合を定める規則

## ○一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例第6条第2項の規定による再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の勤務割合を定める規則

制定 平成14年4月1日 規則第1号

改正 平成21年3月23日 規則第1号  
平成22年4月1日 規則第2号  
平成25年3月29日 規則第2号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年組合条例第2号）第6条第2項の勤務割合は、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（昭和27年豊中市規則第11号）第11条に規定する勤務割合とする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成21年3月23日規則第1号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則（平成22年4月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成25年3月29日規則第2号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。